

取引相場のない株式等の贈与に係る 相続時精算課税の特例

山口 昇 税理士

Q

当社は、新潟県内で小売業を営む株式会社です。
最近、将来の事業承継を考え始め、できれば今のうちに、私の所有する当社の株式を長男（いずれは次期社長と考えています）に贈与しようと考えています。

ちょうど今年度の税制改革で、事業承継がしやすいようにと、取引相場のない株式については相続時精算課税が緩和されたと聞きました。その内容について教えてください。

贈与税

贈与税は、個人が個人から財産をもらった時に、そのもらった人に対して課される税金です。

この贈与税の課税方式には、次の「暦年課税」と「相続時精算課税」とがあります。

(1) 暦年課税

暦年課税は、一人の人が一月一日から十二月三十一日までの一年間にもらった財産の合計額から基礎控除額の一一〇万円を差し引いた残りに対して、課税されるものです。

したがって、一年間にもらった財産の合計額が一一〇万円以下なら、贈与税はかかりません。

ならないこととなります（申告不要）。

また、一一〇万円を超える財産をもらった時であっても、婚姻期間が二〇年以上の夫婦間における居住用の不動産またはその不動産を取得するための金銭の贈与（二〇〇〇万円が限度）など一定の場合においては、贈与税がかからないこととなっています（申告が必要）。

(2) 相続時精算課税

相続時精算課税は、六五歳以上の親から二〇歳以上の子への生前贈与について、先の暦年課税の方法にかえて軽減された贈与税を支払い、その後、贈与者が亡くなった時に、その贈与財産とその他の相続財産をもとにして計算した相続税からすでに支払った贈与税を控除する方法です。

この相続時精算課税は、二五〇〇万円の特別控除があり、同一の親からの贈与において限度額に達するまで何回でも控除することができ、この二五〇〇万円までの贈与については、贈与税がかからないこととなっています。

なお、贈与税が二五〇〇万円を超えた場合には、超えた額に対して二〇%の贈与税が課税されますが、その贈与税は親の死亡の際の相続時に相続税から差し引かれ、仮に相続税額が少ない場合には、差額が還付されることとなります（住宅取得等の資金贈与の場合は、親の年齢制限はなく、三五〇〇万円の特別控除を受けることができます）。

〈表1〉

両者の要件を満たす場合に適用	(1)	当会社の発行済株式等の総額 (相続税評価額)	20億円未満
	(2)	この特例の選択に係る贈与税の申告期限から4年を経過した時点での要件	次のすべてをクリア ①50%超の株式及び議決権を所有 ②代表者として経営に従事 ③その他所要の要件

〈表2〉

項目	暦年課税（一般贈与）	相続時精算課税（相続税・贈与税の一本化措置）		
		通常	住宅資金	取引相場のない様式（新設）
1 選 択	不要	必要（父母ごと、兄弟姉妹ごとに選択）※一度選択すると相続時まで継続適用		
2 贈 与 者	制限なし	65歳以上の親	制限なし	60歳以上の親
3 受 贈 者	制限なし	20歳以上の子（推定相続人）		
4 課 税 時 期	贈与税（その時点の時価で課税）			
5 非 課 税 枠	110万円（毎年）	2,500万円	3,500万円	3,000万円
6 非課税枠を 超える部分	10～50%の累進税率で課税	一律20%で課税		
7 翌年の取り扱い	以後毎年110万円の非課税枠	2,500万円まで 複数年で使用可	3,500万円まで複数年 で使用可（ただし平成 15年1月1日から平成 19年12月31日まで）	3,000万円まで使用可 （ただし平成19年1月 1日から平成20年12月 31日まで）
8 相続発生時	相続開始3年以内の贈与財産 は相続財産に加算（その贈与 財産に係る贈与税は控除）	贈与財産を贈与時の時価で相続財産に加算 （相続税を超えて納付した贈与税は還付）		

〈表3〉

	暦年課税	相続時精算課税
メリット	①基礎控除110万円を毎年活用できる ②相続開始前3年超の贈与財産は相続財産に加算されない	①生前に財産を移転することができる（遺産分割のトラブルの回避） ②生前贈与することにより、その財産から生じる利益が子供に帰属する ③将来相続税がかかるほどの財産を有していない親からの贈与は利用価値大 ④相続が発生した場合に加算する価額は贈与時の価額のため値上がる財産を生前贈与すると有利
デメリット	①贈与金額によって10～50%の累進税率で課税される	①将来価額が下がる財産は不利 ②110万円の暦年課税の基礎控除がその年以後は使えない ③受贈財産を使いきった場合、将来の相続税が支払えなくなる可能性あり ④他の相続人の遺留分の侵害問題となる可能性あり

取引相場のない株式等の特例

きます。

今年度の税制改革により、推定相続人の一人が平成十九年一月一日から平成二十年十二月三十一日までの間に、取引相場のない株式等の贈与

を受ける場合には、〈表1〉の要件を満たす時に限り、六〇歳以上六五歳未満の親からの贈与については、相続時精算課税の適用を選択することができる。その株式等の贈与については、二五〇〇万円の特別枠を三〇〇〇万円とすることとなりました。

なお、贈与税の取り扱いを表にまとめると、〈表2〉のとおりとなります。

メリットとデメリット

これらの暦年課税と相続時精算課税についてそれぞれメリット、デメリットをまとめると、〈表3〉のとおりです。

この相続時精算課税制度を適用するかどうかは、将来発生するであろう相続をみずえての慎重な判断が求められるところである。

いずれにしても、将来発生する相続時に相続税がかかるほどの財産（基礎控除額「五〇〇〇万円＋法定相続人×一〇〇〇万円」以上）を有していない親からは、この相続時精算課税を早い段階で利用することは、相続の開始を待たずに無税で次世代に財産を移せる有利な方法となりますので、利用の検討をしたいものです。